

新潟県建築国保組合の組合員の皆様へ

令和6年能登半島地震で被災し
一定の要件を満たす方は
保険料減免等の対象となります

【対象となる要件】

令和6年能登半島地震の発生に伴い災害救助法が適用された区域（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町）に居住し、所有する住宅が半壊以上の被害に遭った組合員。

※詳細は裏面「申請方法」をご確認ください。

【申請書送付先】

以下へ郵送により申請してください。

申請先：〒951-8133

新潟市中央区川岸町3丁目17-2

新潟県建築国民健康保険組合 「保険料係」

TEL025-231-2856

申請受付開始：令和6年 3月21日

締切：令和6年 5月31日（当日消印有効）

申請方法

1、保険料減免と一部負担金免除

被災状況	保険料減免	一部負担金免除
全壊	全額	令和6年1月～9月
大規模半壊	2分の1	
中規模半壊		
半壊		
半壊未満（準半壊、一部損壊）は対象外		

※令和6年度分（令和6年4月～令和7年3月分）保険料が減免対象となります。

※上記の他、震災に伴い主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯等も保険料減免対象となります。該当となる場合はお問い合わせください。

2、提出書類

1) 「様式12」国民健康保険料減免申請書（令和6年能登半島地震関係）

※当組合ホームページからダウンロード可能です。「様式12」の送付を希望する場合は本部事務局へご連絡ください。

2) 罹災証明書

3) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

※一部負担金免除は医療機関の窓口で所有する住居が半壊以上であることを申告してください。

支払済みの一部負担金は後日還付いたしますので、領収書を保管しておいてください。

後日、還付手続きについてお知らせいたします。

3、その他

- 全壊・大規模半壊対象者には別途見舞金1万円を交付いたします。
- 5級組合員（75才以上後期高齢者医療制度加入組合員）は減免対象外です。
- 保険料減免が承認され、令和6年度分の納付済み保険料が余剰となった際、保険料を返還する場合があります。
- 令和6年能登半島地震に伴う保険料減免は国庫補助金対象事業です。必要に応じてご提出いただいた関係書類等を指導監督機関へ提出する場合があります。

令和6年能登半島地震で被災されていない方は申請不要です